

日本再生の基本戦略
被災地復興の先進的な取組例

2012 年 3 月 2 日
内閣官房国家戦略室

目 次

1. 再生可能エネルギーの導入支援・研究開発拠点の整備
2. 地域資源を活用した電力・熱等のエネルギー供給システムの導入
3. 東北大学を中心とした東北地区の研究活動と連携した地域的な医療健康情報の蓄積・共有・活用（東北メディカル・メガバンク計画）
4. 革新的な医薬品・医療機器等の開発推進
5. 公共施設への PPP/PFI 導入等による復興の促進
6. 官民が連携した被災事業者の復興支援
7. 東北観光博（仮称）や東北応援ツアーの実施
8. 放射線・放射性物質に係る研究開発の推進
9. 世界的な産学官連携の構築
10. 情報通信技術の活用による地域の情報化
11. 効率的で強靱な生活必需品等のサプライチェーンの構築
12. 農業の6次産業化・農商工連携
13. 事業復興型、全員参加型の雇用創出

1. 再生可能エネルギーの導入支援・研究開発拠点の整備

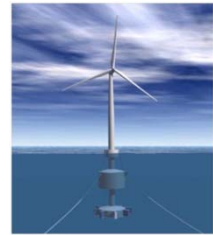
被災地を先駆例として、再生可能エネルギーを生み出します

内容

○再生可能エネルギーの導入支援、スマートコミュニティの構築、福島県沖における浮体式洋上風力発電の実証、大学、研究機関、企業等が参画した研究開発拠点の整備を通じ、産業の振興や雇用の創出を図るとともに、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入する。

○こうした取組により、

- ・再生可能エネルギーの大幅な導入拡大を進めます。
- ・世界最先端の再生可能エネルギー技術を創出します。
- ・環境先進地域(エコタウン)づくりを目指します。



これまでの取組

1. 再生可能エネルギーの導入拡大のための財政支援(2011年11月)

- ・被災地等をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大を支援するための予算を措置
- ・必要に応じ、各種事業の基金化を措置

2. 国際エネルギー・セミナーの開催(2012年3月)

- ・エネルギー関連国際機関や国内外の専門家による議論を通じて、福島県をはじめとする被災地においてスマートコミュニティ実現に向けた提案を実施

3. 事業実施に向けた取組

- ・グリーンニューディール基金の活用を図るため、岩手県・宮城県・福島県等から提出された各自治体の事業計画に基づき、交付予定額を決定し、速やかな実施に向け準備
- ・再生可能エネルギー事業の実施のための各種調査・検討を開始(被災地の8カ所)

今後の取組

1. 被災地における再生可能エネルギーの拠点を整備

- ・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー技術について、基礎から早期実用化までの一貫した研究開発等を行うため、福島県に研究開発拠点を新たに整備
- ・東北が新たな環境先進地域として発展することに貢献する観点から、将来的に事業化・実用化されうる先進的なエネルギー技術の研究開発を実施
- ・福島沖において、世界最大級の浮体式洋上風力発電の実証を実施

2. 再生可能エネルギーの導入支援

- ・再生可能エネルギーや蓄電池を駆使したスマートコミュニティの構築の支援
- ・浮体式洋上風力発電施設の安全ガイドラインの策定等、安全面の環境整備

3. 地域の防災拠点における自立・分散型エネルギーシステムの導入

- ・復興のまちづくりと一体で、防災拠点(地方公共団体又は民間の施設)への再生可能エネルギーや蓄電池の導入、民間の再生可能エネルギー事業者の支援等を行う地方公共団体を支援

2. 地域資源を活用した電力・熱等のエネルギー供給システムの導入

地域資源を活用したエネルギーを導入し、被災地を先駆例として、低炭素まちづくりを実現します

内容

- ・震災廃棄物、間伐材、小水力、下水汚泥等の地域資源を活用した電力・熱等のエネルギーの供給
- ・風力、太陽光、小水力、地熱等の再生可能エネルギー導入拡大のための調査、事業化計画策定
- ・防災拠点等への再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーションシステムの導入支援により、被災地に自立・分散型エネルギーの導入を図り、エネルギー利用の効率化を図ることで、低炭素かつ災害に強い地域づくりを行います。

これまでの取組

1. 防災拠点等への自立・分散型エネルギーシステムの導入支援

- ・グリーンニューディール基金により、防災拠点への自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援するため、青森県・岩手県・宮城県・仙台市・秋田県・山形県・福島県・茨城県から提出された各自治体の事業計画に基づき、交付予定額を決定。その他、ガスコージェネレーションの導入費用を補助

2. 再生可能エネルギー導入のための計画策定支援等業務の実施

- ・再生可能エネルギーの導入に向けた事業計画の策定支援を被災地8か所で実施するとともに、地域主導による再生可能エネルギー事業のための協議会の設立・運営を支援

3. 下水道先端的再生可能エネルギー利用プロジェクトの実施

- ・被災地域の復興に際し、水産バイオマスも活用した多様な地産地消エネルギー供給、下水管への熱交換器設置による熱供給等、先端的再生可能エネルギー利用プロジェクト調査を国・自治体、学識者、民間事業者等のチームを結成し、現地調査や現地プロジェクト会議等により推進

4. 農山漁村における再生可能エネルギーの導入を促進

- ・導入可能性調査や小水力・太陽光発電設備の再生可能エネルギー供給施設の整備を実施

今後の取組

1. 自立・分散型エネルギーシステムの導入促進

- ・グリーンニューディール基金を活用し、行政施設、病院、指定避難所等の防災拠点への再生可能エネルギーの導入や、民間の再生可能エネルギー事業者の支援等を行う地方公共団体を支援

2. 再生可能エネルギー事業の計画策定等を継続して支援

- ・地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入に向けた事業計画の策定を支援

3. 下水道先端的再生可能エネルギー利用プロジェクトの事業化

- ・システム構成、事業採算性、事業スケジュール等の検討結果を踏まえ、事業スキームを確立
- ・引き続き事業化を行う地方公共団体を支援

4. 農山漁村における再生可能エネルギーの導入拡大

- ・「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を国会に提出
- ・農林漁業者等が参画した地域主導による再生可能エネルギーの供給モデル構築を支援

3. 東北大学を中心とした東北地区の研究活動と連携した地域的な医療健康情報の蓄積・共有・活用(東北メディカル・メガバンク計画)

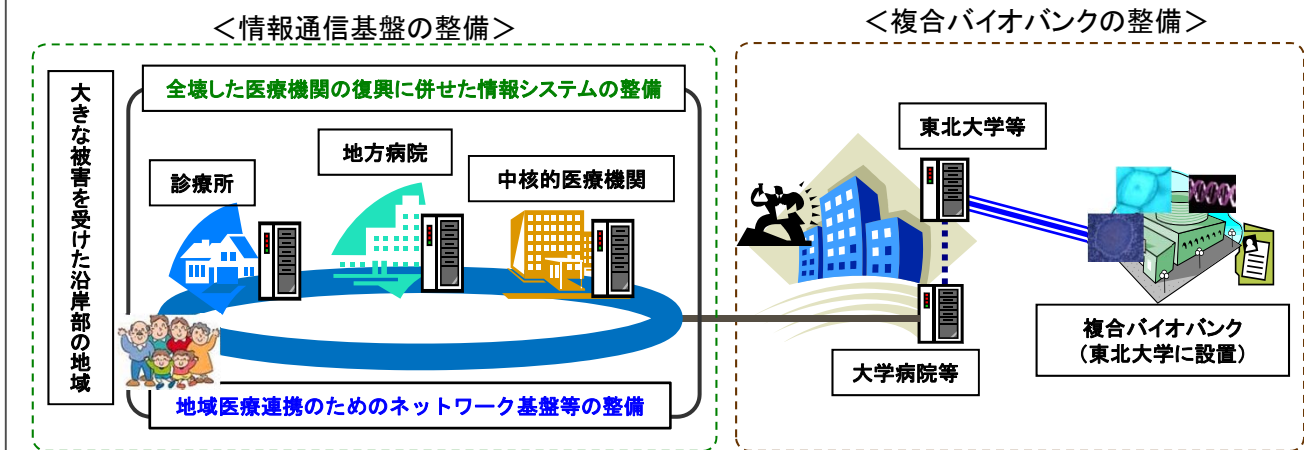
東北地方が、次世代医療で世界をリードします

内容

○大震災で医療体制が大きな被害を受けた東北地方において、被災者の命と健康が守られ、安心して暮らすことができる医療体制・健康管理の仕組みを関係省が協力して構築するとともに、それと一体的に「次世代型医療情報システム」を構築する。

○こうした取組により、

- ・医療情報の電子化・ネットワーク化等の医療資源の有効活用を図り、医療過疎問題を改善します。
- ・医療研究拠点の形成による新産業の創出を目指します。
- ・ゲノム医療等の最先端の医療・研究環境を整備し、モチベーションの高い医師・研究者等人材の協力を得て、東北地方の医療復興を実現します。



これまでの取組

1. 地域医療連携のための情報通信基盤の整備

- ・ 2011年11月に、「みやぎ医療福祉ネットワーク協議会」を設立
- ・ 宮城県、宮城県医師会、東北大学等の関係者によって、石巻医療圏、気仙沼医療圏における医療情報の電子化・ネットワーク化の具体化について検討

2. 個別化医療や創薬研究のための複合バイオバンクの整備

- ・ 被災地を中心に実施するコホート調査(同じ属性の集団を他の集団と比較して行う疫学調査)や地域医療支援の具体化について検討

今後の取組

1. 地域医療連携のための情報通信基盤の整備

- ・ 被災地域の中核的医療機関・地方病院・診療所、大学病院等の医療情報、検査情報等を標準的な形式で保存し、ネットワーク化を通じて地域医療連携を可能にする情報通信基盤を整備

2. 個別化医療や創薬研究のための複合バイオバンクの整備

- ・ 医療情報等を収集し、コホートを通じて収集・保存する生体試料の解析情報とリンクさせてデータベース化することにより、個別化医療や創薬研究の基盤となる複合バイオバンクを整備

4. 革新的な医薬品・医療機器等の開発推進

被災地で革新的な医薬品・医療機器等の開発を促進します。

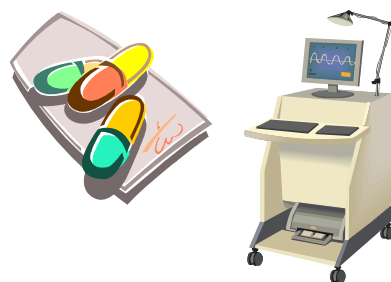
内容

○元来医療機器分野で競争力のある企業の主力工場が立地している東北地方において、雇用と産業を創出するため、岩手県、宮城県及び福島県の医療機関を中心に、規制緩和や開発助成を実施し、治験を推進することにより、東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図ります。



○世界をリードする医薬品・医療機器等の製造・開発拠点を育てるとともに、先端的な医療機関を整備するため、福島県において、

- ・県内ものづくり企業や医療機関等が連携した医療機器・ロボット等の開発・実証を支援します。
- ・創薬に必要な疾患データ等を地域の医療機関と連携しながら集約・解析する創薬拠点を、福島県立医科大学に整備します。
- ・世界初のBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)を開発・実証し、世界最先端のがん治療拠点を構築します。



これまでの取組

1. 革新的な医薬品・医療機器等の開発のための財政支援(2011年11月)

- ・岩手、宮城、福島 of 東北3県で医療機器の医師主導治験を推進するとともに、福島県に医薬品・医療機器等の製造・開発拠点を設立するための予算を措置

2. 医療機器製造販売業者等の許可基準の一部緩和(2011年12月)

- ・医療機器製造販売事業等への参入を円滑にするため、復興特区において、許可基準(現場責任者の要件)の緩和を措置

今後の取組

1. 財政支援の実施

- ・東北発の革新的医療機器等を開発するため、医師主導治験等を医療機関で実施するための助成金を交付し、その進捗管理、指導・助言を実施。また、医療機器の早期実用化のためのレギュラトリーサイエンス研究を推進
- ・福島県において創薬拠点の整備や医療機器・ロボット等の開発・実証等に対する支援を実施

2. 規制緩和の実施

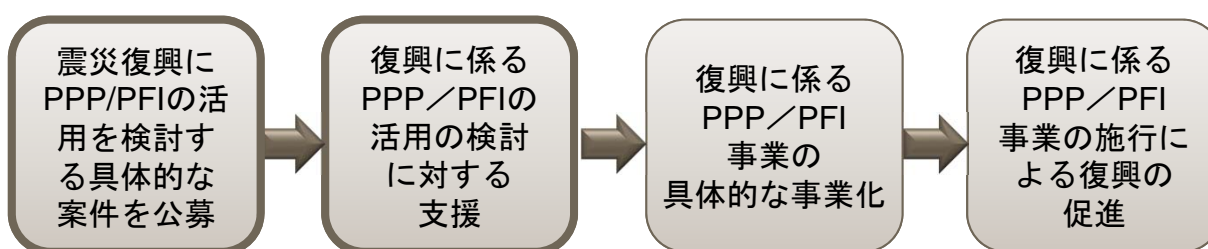
- ・被災県から復興推進計画が提出され次第、当該計画を認定し、規制の特例措置を適用

5. 公共施設へのPPP/PFI導入等による復興の促進

震災復興のため、官民一体となり全力で復興事業を推進します

内容

- 復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、民間の知恵・人材・資金等を積極的に活用し、民間の力が最大限に発揮されるようにする必要があります。
- このため、新たに導入された公共施設等運営権制度も含め、**官民連携(PPP)／PFIを活用した具体的な案件の形成を促進し、官民一体となった震災復興を促進します。**



これまでの取組

1. 公共施設等運営権制度の導入(2011年11月)

- 公共施設等運営権制度の導入を含む改正PFI法が、2011年11月30日に施行(利用料金の徴収を行う公共施設について、民間事業者が施設の運営権を取得し、サービス内容・施設の利用料金を決定。事業者による自由度の高い運営により、利用者ニーズを反映したサービスを提供)

2. 官民連携による復興事業の促進(2011年5月～)

- 震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件を幅広く募集
 - 被災地のニーズを基に選定された案件について導入可能性調査を実施し、官民連携事業の案件形成を促進
- (2011年度調査事例)
- ①官民連携による地域特性を踏まえた災害公営住宅等の整備に係る検討業務
 - ②官民連携手法を活用した津波避難モール整備手法検討業務
 - ③被災地復興のための官民連携による仮設コミュニティ形成検討業務

今後の取組

復興事業における官民連携手法の活用を支援

- 復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し検討に必要な経費を支援するなど、官民連携手法の活用を促進

6. 官民が連携した被災事業者の復興支援

被災事業者の皆さまが安心して事業を行える環境を整備します

内容

- 「産業復興機構」や「東日本大震災事業者再生支援機構」(支援機構)等の活用により、民間金融機関等と連携して、将来を見据えた被災地の事業者の皆さまの復興を支援します。
 - ・ 産業復興機構と支援機構は、被災された事業者の**二重債務問題**（被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題）に関し、**金融機関等が有する債権の買取り等**を通じて、**事業の再生を支援**します。
 - ・ 各県に置かれた「**産業復興相談センター**」が、被災された事業者の**事業の再開や事業再生**を支援します。

これまでの取組

1. 産業復興機構の設立

- ・ 昨年11月から12月までに岩手、宮城、福島、茨城の4県において産業復興機構が設立され、業務を開始
- ・ 岩手産業復興機構では、2件の債権買取りを決定

2. 支援機構の設立に向けた準備

- ・ 内閣府に設立準備室を立ち上げ、支援機構の業務開始に向け準備中

3. 金融機関の取組

- ・ 各県における「産業復興相談センター」に人員を派遣
- ・ 「産業復興機構」に対し出資



今後の取組

- 2012年3月5日から、支援機構が業務を開始
- 産業復興相談センター、産業復興機構及び支援機構は、民間金融機関や地方公共団体等と連携し、地方公共団体が実施する復興に向けた取組等と一体となった被災事業者の事業再生を支援するため、債権買取りのほか、
 - ・ 事業計画の策定支援
 - ・ 事業の再生に関する専門家の派遣
 - ・ 事業活動に関する必要な助言 等を実施
- 両機構の取組について、被災地の事業者への周知徹底に努めるとともに、両機構を通じ、被災地の事業者の事業再生を支援

【担当府省庁】 金融庁、復興庁、経済産業省

7. 東北観光博や東北応援ツアーの実施

官民一体となって東北地方の復興支援や、観光客との交流を進め、地域の活性化を促進します

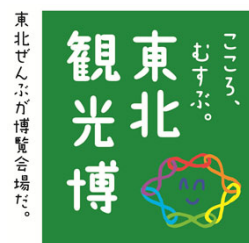
内容

○東北観光博開催等を通じ、国民運動的に東北旅行の需要を喚起し、東北地方と観光客の交流を進めることなどにより、東北地方の活性化を進めます。

これまでの取組

1. 東北観光博のプレ実施

- 東北地域全体を一種の博覧会会場と見立て、官民を挙げた一体的なキャンペーンを実施し、大きく落ち込んでいる東北地域への旅行需要の喚起を行うとともに、地域と観光客の交流がより促進される新しい観光スタイルの実現を目指す「東北観光博」の開催に向け、準備を実施
- 本年1月、実行委員会準備会合を福島県で開催し、プレ実施
 - ① 東北の主要な観光地域30カ所程度を核となる「ゾーン」とし、先行8ゾーンにおいて、地域に精通した「地域観光案内人」を常置、地域独自の滞在プログラムの提供を開始
 - ② ポータルサイトを開設。先行ゾーンの滞在プログラム等を紹介参考：<http://www.visitjapan-tohoku.org/>



2. 東北応援ツアーの実施

- 旅行に出かけてもらうことで国内旅行に係る潜在需要を掘り起こし、国内旅行全体の需要拡大を図る一貫として、東北地方において、地域の魅力を活かしたモニターツアーを実施(2012年1月下旬～3月中旬)
(ツアーテーマ例)
 - ① 東日本大震災への影響を受けた地域や豪雨災害を受けた地域等へのモニターツアー
 - ② 長期滞在型旅行振興のためのモニターツアー
 - ③ 若者旅行振興のためのモニターツアー
- 東北応援ツアーに限らず、国民運動的に機運を盛り上げるため、関係府省が連携した取組とするよう関係省庁連絡会議において検討開始

今後の取組

1. 東北観光博の本格実施

- 3月18日(日)より、本格実施予定
 - ① オープニングイベント等の開催、東北地域への送客の一層の強化
 - ② 地域と旅行客の出会いを創る「東北パスポート」の運用開始
 - ③ 全ゾーンで地域観光案内人を常置し、東北パスポート、ゾーンパンフレット等の取扱いを開始
 - ④ 多言語(日、英、中、韓)での問合せ可能なコールセンターの開設
 - ⑤ 携帯、スマートフォン用ポータルサイトの開設※ 沿岸被災地については、順次、ボランティアツアー等を実施予定

2. 訪問することで東北を支援する国民運動的な機運の盛り上げ

- 東北応援ツアーの実施
- 関係府省が連携した取組とするよう関係省庁連絡会議において検討中
(取組例) 東北観光博(1. 同上)と関係省庁の事業との連携

8. 放射線・放射性物質に係る研究開発の推進

放射線や除染に係る日本最先端の研究開発を推進し、福島復興・再生を目指します

内容

- 福島復興・再生に向け、県に造成される基金への補助等により、放射線医学・最先端診断に係る研究開発や除染技術開発を行う研究開発拠点の整備を行います。
- 関係機関が連携し、除染技術の確立に向けた取組を推進します。
- 食品に含まれる放射性物質の多量・短時間測定を可能とするような、新たな放射線計測機器・システムについて、被災地等のニーズを踏まえて開発・実用化します。

これまでの取組

1. 除染技術の確立に向けた取組を実施

- (独)日本原子力研究開発機構において除染技術開発を実施する他、大学・民間企業等による提案の相談を受け、評価を実施。また、専門的知見を活かし福島県の除染モデル事業等に協力・貢献
- 地目・汚染濃度に応じた農地土壌の除染技術や住居等近隣の森林における除染技術を開発・公表

2. 新たな放射線計測機器・システムの開発方針を決定

- 文部科学省において、2012年度から(独)科学技術振興機構が実施する放射線計測機器・システムの開発・実用化方針を、関係行政機関との連携の下で決定

今後の取組

1.放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点の整備等※

- 福島県民の健康維持・増進に資するため、福島県内に放射性薬剤を用いた最先端診断の研究開発拠点を整備
- 東電福島第一原発事故により放出された放射性物質の生態系を通じた人々への影響を解明するとともに、住民等の不安解消を図るため、その低減策を提示

2.福島県環境創造センター(仮称)の整備等※

- 放射性物質で汚染された環境を早期に回復するとともに、将来にわたり安心して暮らせる地域の創造を目指し、環境回復・創造技術の調査・研究、除染や放射線に関する情報発信等を実施

3.環境からの放射性物質の除去・低減技術の開発

- 引き続き、自治体等の関係機関と連携し、除染技術の開発を実施
- 特に農地・森林等に関しては、汚染農地土壌、汚染作物等の減容・安定化、森林からの放射性物質拡散防止に必要な技術開発を進め、その除染に貢献

4.新たな放射線計測機器・システムの開発

- (独)科学技術振興機構において、2月末に開発課題の公募を開始し、速やかに開発に着手
- 開発した新機器・システムを被災地へ導入(2012年秋頃)。また、中長期的にも、行政、被災地ニーズに柔軟に対応した革新的な機器・システム開発を実施

※ 1・2の取組は福島県に造成される基金によって実施

9. 世界的な産学官連携の構築

世界トップレベルの研究開発拠点を形成し、東北地方に新しい産業を創出します

内容

- 東北地方が強みを有する分野において、大学、研究機関、産業界等による産学官連携を進め、世界トップレベルの技術の産業化等を通じ、東北地方における産業集積を進めます。
- こうした取組により、
 - ・産学官連携による世界トップレベルの研究開発拠点を形成します。
 - ・東北地方における新産業の創出により、震災からの早期復興を促進します。



これまでの取組

産学官連携のための財政支援(2011年11月)

- 東北地方において産学官連携を進めるための予算を措置し、公募や事業計画に基づく交付額の決定など、速やかな事業の実施に向け準備中

今後の取組

1. 東北大学に産学官共同研究棟を整備

- 産学官が材料分野等の共同研究プロジェクトを実施して世界トップレベルの技術の産業化を行い、国内外の研究機関や企業が集まる国際的なオープンイノベーション拠点を整備
- 共同研究制度改革を伴う企画運営や、拠点における知財管理ルールの確立、人材育成を実施

2. 産学官協働によるナノテク研究開発拠点の形成

- 東北の大学や製造業が強みを有するナノテク・材料分野において、産学官協働によるナノテク研究開発拠点を形成
- 世界最先端の技術を活用した先端材料を開発することにより、東北素材産業の発展を牽引

3. 東北大学等での研究開発拠点の整備

- 産学官が連携する情報通信分野の新たな研究開発イノベーション国際拠点とすべく、東北大学等において(独)情報通信研究機構(NICT)が研究開発・実証実験施設を整備
- 当該拠点を活用して、情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発を実施することで、被災地域の民間企業や大学等の知見や強みを集結。その成果を積極的に国内外へ情報発信

10. 情報通信技術の活用による地域の情報化

情報通信技術を活用した被災地の創造的復興を推進します

内容

- 被災自治体の抱える課題を情報通信技術（ICT）を活用して解決する取組を支援するとともに、災害に強い情報通信基盤の整備を推進します。
- こうした取組により、
 - ・情報通信技術を活用した被災地の創造的復興を目指します。
 - ・災害時に国民の命を守るライフラインである情報通信の確保を目指します。



これまでの取組

1. 被災地域における情報通信手段の確保

- 衛星携帯電話、簡易無線等を被災自治体等に貸与するとともに、避難所等での情報入手のためのラジオを配布
- 被災地域において、高速な通信が可能となるような無線システムを構築

2. 臨時災害放送局等への迅速な免許付与

- 被災地の住民に対して、その被害を軽減するために役立つ放送を行う臨時災害放送局などの災害対策関係無線局に対して免許を迅速に付与

3. 被災地域の情報通信基盤の復旧・復興支援

- 情報通信基盤の早急な復旧に向け、復旧事業を実施する地方公共団体を支援

今後の取組

1. 被災自治体の抱える課題をICTを活用して解決する取組の支援

- 切れ目のない医療の提供のための地域医療情報連携基盤の構築、避難を余儀なくされている住民への地元情報の提供、災害関連情報配信システムの多様化・高度化、クラウドの導入による住民情報の保全の強化等に取り組む被災自治体を支援
- 被災地のニーズを踏まえた支援策実施のため、被災自治体を訪問して復興計画の策定や具体的な復興事業の実施計画策定及び事業実施を支援

2. 災害に強い情報通信基盤の整備推進

- 東北大学に研究開発拠点を整備し、災害に強い情報通信ネットワークを構築するための研究開発を推進
- 電気通信設備の安全・信頼性の向上に向けた技術基準の見直し等を実施

11. 効率的で強靱な生活必需品等のサプライチェーンの構築

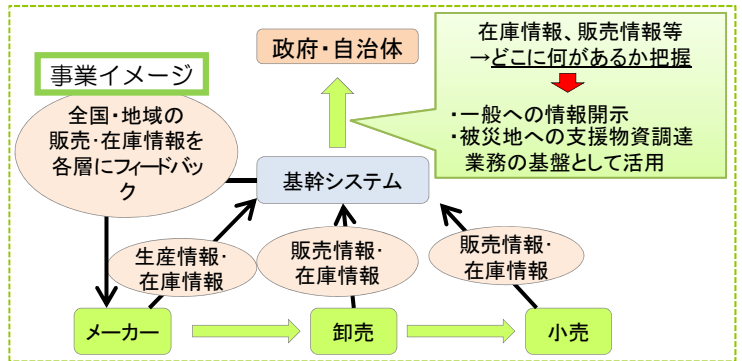
東北地方を先駆例に、災害に負けない強靱なサプライチェーンを構築します

内容

- 大規模災害時にも、生活必需品の配送・在庫配置が整然と行われ、商品が消費者の手元に混乱なく届くための、ITを活用した情報集約基盤の構築に向けた実証事業を行います。
- 需給バランス・在庫情報、店舗の開店情報等を把握する取組と併せて、物資の輸送に係る情報を共有できるシステムを構築します。
- 東日本大震災において食料供給の停滞を招いたフードサプライチェーンの課題・問題等を総括すべく食品関係事業者、物流事業者、行政(国・地方自治体)等からなる協議会を設置し、議論します。

(国民生活への効果)

- 災害時に、情報共有システムの活用により、食料等の生活必需品に関する情報の不足・錯綜による社会不安が解消・緩和されます。
- 平常時にも、メーカー、卸売、小売間で情報共有の仕組みが構築されることで「返品」、「過剰配送」等が削減され、流通にかかる環境負荷が低減します。



これまでの取組

1. 研究会・協議会における議論の実施

- 「地域インフラを支える流通のあり方研究会」において議論を実施(2011年5月)
 - ・ 震災発生時の流通の課題や解決策等を整理
- 「製・配・販連携協議会」で議論を実施(2011年5月～)
 - ・ メーカー(製)・卸(配)・小売(販)の各企業のトップが参加し、経済産業省もオブザーバーとして参加して製・配・販連携協議会が発足
 - ・ 協議会の下に設置した「デジタル・インフラ検討WG」において生活必需品流通のサプライチェーンの効率化について検討(2012年～)

2. 食品流通への影響と課題について調査を実施

- ・ 東日本大震災後の被災地における食料供給の実態を踏まえ、災害に強い食品流通のあり方について検討を実施(2011年度中に取りまとめ)

今後の取組

1. 東北地方を中心にシステムを稼働させ、最終的には全国規模の生活必需品に関する情報共有ネットワークを構築

- ・ 東北地方の都市部の小売店等を中心に情報共有システムを実際に構築する実証事業を開始し、今後3年間でシステムを完成

2. 食料の物流拠点の機能強化に向けた検討

- ・ 検討・取りまとめ内容を広く周知するとともに、東北・関東甲信越地域におけるフードサプライチェーンのバックアップ体制等について検討

12. 農業の6次産業化・農商工連携

被災地において、農林漁業の成長産業化を実現します

内容

- 被災地において、農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用するとともに、農林漁業者と他産業との新たな連携を構築するため、農林漁業の6次産業化・農商工連携を推進します。
- また、先端的な農林水産技術の大規模実証研究等の先導的な取組を支援します。
- こうした取組により、**農林水産物・食品の付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を成長産業化します。**



これまでの取組

1. 六次産業化法による農山漁村の資源の有効活用等の取組の推進

- 六次産業化法(2011年3月施行)に基づく総合化事業計画認定数410件(2012年1月現在)
- 経営発展段階に即した個別相談等の実施のため、6次産業化の先達・民間の専門家であるボランティア・プランナー176人、6次産業化プランナー223人を配置(2012年2月現在)
- 多様な関係者の協同によりイノベーションを進める場として産業連携ネットワークを設立(2011年12月) ネットワーク加入者605団体(2012年2月現在)

2. 農商工連携法による中小企業者と農林漁業者の有機的連携の推進

- 農商工連携法(2008年7月施行)に基づく農商工連携事業計画認定数490件(2012年2月現在)

今後の取組

1. 被災地において6次産業化・農商工連携を進める先導的取組を支援

- 被災地(青森、岩手、宮城、福島、茨城)の農林漁業者等による、生産・加工施設の整備、食品産業事業者・観光事業者等との連携や、被災地の農林漁業への新技術導入等を支援し、先導的な6次産業化の取組を推進(2011年度)
- 被災地をはじめとした地域において、農商工連携による新商品・新サービスの開発等や先端的な技術を活用した農商工の連携事業(植物工場、陸上養殖等)の実用化研究等を推進(2011,12年度)
- 被災地を新たな食料生産地域として再生するため、先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究を実施(2011,12年度)

2. 経営支援と関連施設整備の充実

- 経営発展段階に即した個別相談等の実施のため、6次産業化の先達・民間の専門家(ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等)を1000人規模へ拡充(2012年度)
- 関連施設整備のメニューに輸出等を追加するとともに、執行の柔軟性を確保。また、女性起業家枠(10%程度)を設定(2012年度)

3. 農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の創設

- 成長の源泉である1次産業が起点となり、2次・3次産業との融合を図る新たな事業分野を開拓するため、官民共同の「農林漁業成長産業化ファンド(仮称)」を創設し、1次産業と2次・3次産業が対等な立場で資本提携することを促進(2012年度)

13. 事業復興型、全員参加型の雇用創出

被災地で、数万人規模の安定的な雇用を創出します

内容

- 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に、産業施策と一体となった雇用面での支援(助成金の支給)を行います(事業復興型雇用創出事業)。

- ・被災地(災害救助法適用地域)の事業所であって、復興に向けた産業政策の対象となっている事業を実施する事業が対象
- ・制度の創設以降、被災求職者を安定的な雇用形態で雇い入れる場合が対象
- ・1人当たりの助成額(目安):225万円(短時間労働者は110万円)(3年間)
- ・1事業所につき1億円を上限

- 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根差した働き方など、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施します(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)。

- ・高齢者、障害者、女性、若者などがそれぞれの経験や知識を活かして活躍できる事業を実施
- ・雇用期間は原則1年以上(更新可)とし、委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

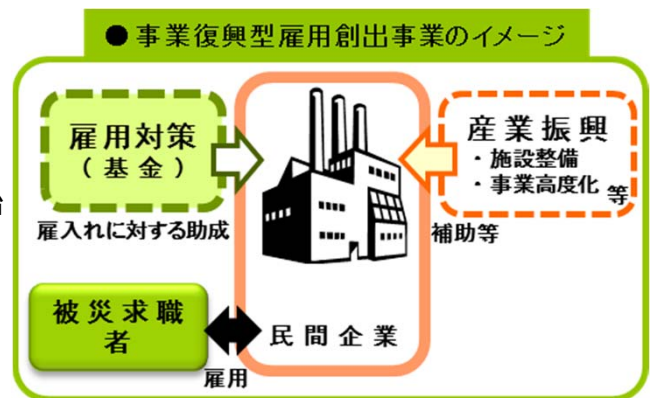
これまでの取組

1. 被災地雇用の確保のための財政支援(2011年11月)

- ・雇用復興推進事業の創設
各県議会で補正予算の審議・成立の後、各都道府県に交付決定

2. 事業の着実な実施(2012年1月～)

- ・国から、県に交付金を交付
- ・対象事業所に周知を開始
- ・事業主から申請を受付け、委託事業者の募集開始



今後の取組

被災地での本格的な雇用復興を支援

- ・岩手、宮城、福島の東北3県で、2011年度末までに約5,000人、2012年度中に45,000人程度の雇用創出の見込み